

警察署協議会の議事の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第5号

警察署協議会の議事の手続等に関する規則の一部を改正する規則

警察署協議会の議事の手続等に関する規則（平成13年岩手県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
協議会の名称	委員の定数	協議会の名称	委員の定数
[略]		[略]	
岩手県紫波警察署協議会	<u>11</u>	岩手県紫波警察署協議会	<u>7</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年5月31日までの間における警察署協議会の議事の手続等に関する規則別表の規定の適用については、同表岩手県盛岡東警察署協議会の項中「15」とあるのは、「19」とする。
- 施行日の前日において岩手県紫波警察署協議会の委員である者（その者の住所地又は就業の場所が、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第51号）による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）第2条の規定により新たに岩手県盛岡東警察署の管轄区域となること等の事情を勘案して公安委員会が指名する者に限る。）は、施行日に、前項の規定により定数が増加することとなる岩手県盛岡東警察署協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、平成29年5月31日までとする。